

会計	繰越	繰替	振記	○	
④	⑦	⑦		○	

ホチキス

(その1) 全団体

第14号様式(第8条関係)

(その1) ※この収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

# 収支報告書 (令和3年分)

(ふりがな) ( ぎ おう かい )

1 政治団体の名称 歳王会

2 主たる事務所の所在地 名取市手合田号諏訪 333-4

3 代表者の氏名 君+袋 准一

4 会計責任者の氏名 君+袋 准一

事務担当者(問合せ先)

(担当者) 君+袋 准一

(電話) 022-384-3218

※上記の問合せ先は公表されます。

【注意事項】

- ※1 本紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に開して届出た内容と一致すること。(届出時点において異動等がある場合は、所定の手続により届出ること。)
- ※2 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の印によること。(解散の場合の訂正は、代表者印も必要であること。)
- ※3 領収書等の写しを添付する場合は、コピー機により複写し、A4サイズにより提出すること。(規則第9条第4項)添付する領収書は、収支報告書の記載額と同一とすること。
- ※4 本年の収入及び支出がともに「0(ゼロ)円」で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、(その1)、(その2)、(その17)、(その20)の4枚のみ提出すること。
- ※5 選挙運動費用収支報告書と重複して収支を計上しないこと。

国会議員関係政治団体の区分  
(政治資金規正法第19条の7第1項)※12月31日現在での指定の有無

第1号に係る国会議員関係政治団体

第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者等の氏名 君+袋 准一

公職の種類  衆議  参議 院議員

区 分  現職  公職の候補者等

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

報告対象年中に適用の異動の有無

無  有 ※以下、異動「有」の場合のみ記載する

特例の適用を受けていた期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで

政治団体の区分

政党の支部  政党

その他の政治団体(後援会等)  政治資金団体

その他の政治団体の支部  政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

宮城県(同一の都道府県の区域内) → 宮城県選挙所管

2以上の都道府県の区域等 → 総務大臣所管

資金管理団体の指定の有無

無  有 ※12月31日現在での指定の有無

※以下、指定「有」の場合のみ記載する

公職の種類 衆議院議員(東北)選挙区

区分  現職  公職の候補者等

資金管理団体の届出をした者の氏名 君+袋 准一 (代表者本人)

資金管理団体の指定の期間

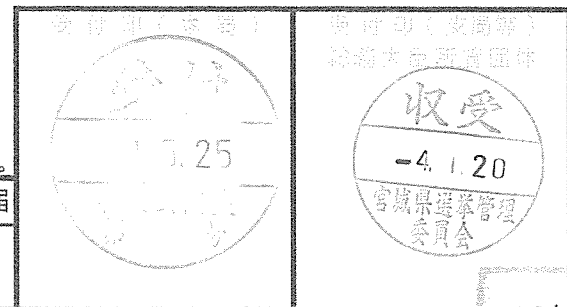
報告対象年中に指定の異動の有無

無  有

※以下、異動「有」の場合のみ記載する

資金管理団体の指定がされていた期間

令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで



※下欄は選挙管理委員会が記入するので、政治団体は何も記入しないこと。

受付	受付年月日	年分	整理番号(右詰め)	入力	形式	照合
23	040120	03	101930			

資産等 領収書等	法第17条 第2項適用	総務大臣 所管団体	異動届	解散届
有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事・代 会・他	<input type="checkbox"/>
有・無				

(その2)

全 団 体

# 収 支 の 状 況

(その2)

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	①	3,630,193	円	※②+③
(前年からの繰越額)	②	1,243,193	円	※前年分の収支報告書の「翌年への繰越額」の金額と必ず一致すること。 ※報告年中に設立した団体は0(ゼロ)を記入すること。
(本年の収入額)	③	2,387,000	円	※前年からの繰越額を除き収入がない場合は0(ゼロ)を記入すること。 ※(その2)A+B+(その3)C+(その4)D+(その5)E+(その6)Fの合計
支 出 総 額	④	2,631,709	円	※(その13)Hと一致すること。
翌年への繰越額	⑤	998,484	円	※①-④(マイナスにはなり得ないこと。)

## 2 収入項目別金額の内訳

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	A	0	円	※報告年中に政治団体として徴した会費等の総金額及び納入した突人数を記入すること。
員 数	/		人	

### (2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	※	金 額		備 考
(ア) 個人からの寄附	⑥	0	円	※(その7)「個人からの寄附」の合計額G
(うち特定寄附)	/		円	※⑥の内数(寄附者に⑥の表示がある寄附額の合計。)
(イ) 法人その他の団体からの寄附	⑦	0	円	※(その7)「法人その他の団体からの寄附」の合計額G ※政治資金規正法上は政党(支部)のみ
(ウ) 政治団体からの寄附	⑧	0	円	※(その7)「政治団体からの寄附」の合計額G
小計(ア)+(イ)+(ウ)	⑨	0	円	※⑥+⑦+⑧ ※(その7)の各区分ごとの合計額Gを合計した額と一致すること。
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	/		円	※⑨の内数-⑧を作成すること。
イ 政党匿名寄附	⑩	0	円	※政治資金規正法上は政党(支部)のみ-⑨を作成すること。
合 計 ( ア + イ )	B	0	円	※⑨+⑩

内訳(その7)  
※各区分ごとに作成

(その4)

該当団体のみ

(その4)

借入先		金額		年月日			備考
君一團 久美子		1,000,000	円	3	9	17	
		1,000,000	円	3	9	18	
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
			円				
この頁の小計		※	2,000,000	円			
合 計		D		円			

※1 当該年中の借入金のみ記載すること(当該年中に返済したものも含む)。  
※2 備考の年月日欄に借入年月日を記載すること。  
※3 12月31日現在で、借入先ごとに残高が「100万円を超える借入金」がある場合は、(その17)の「有」にチェックをし、さらに(その18-12)に内訳を記入する必要があるので注意すること。  
※4 この用紙が2枚以上にわたる場合、「合計」欄は、最終ページにのみ記入すること。

(その6)

(6) その他の収入							
摘 要	金 額	年 月 日			備 考		
		年	月	日			
		円	3	1	1		
駐車場収入	387,000	円	3	5	12	31	4,500円 × 9台 × 9ヶ月 4,500円 × 1台 × 5ヶ月
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
この頁の小計	※ 387,000	円					
1件10万円未満のもの	/ 0	円					
合 計	F 387,000	円					

※1 「1件あたり10万円以上の収入」は、個別に内容及び年月日(備考の年月日欄)を記載し、「1件10万円未満の収入」については、一括して「1件10万円未満のもの」に記載すること。  
 ※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「1件10万円未満のもの」欄及び「合計」欄は、最終ページにのみ記載すること。

※支出がある場合は、下表に添い心要書類を添付すること(詳細は各様式の注意事項を参照)。

**(その13) 支出がある全団体**

団体名称	欄頭に記載する支出	添付書類	(その14) 経費計算内訳書	(その15) 政治活動費内訳書
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	経費支出のコピー(原簿より複写した請求書等の写し(A4サイズ))	必要	
国会議員関係団体	1件5万円以上の支出		必要	必要
上記以外の政治団体			必要	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目		※	金 額		うち本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	備 考
1 経 常 経 費	(1) 人 件 費	①	0	円	円	
	(2) 光 熱 水 費	②	175,660	円	円	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	③	668,012	円	円	内訳(その14)
	(4) 事 務 所 費	④	1,566,257	円	円	
	小 計 (※①+②+③+④)		⑤	2,409,929	円	円
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費	⑥	0	円	円	
	(2) 選 挙 関 係 費	⑦	0	円	円	
	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費 の 計 (※⑨+⑩+⑪+⑫)	⑧	221,780	円	円	※該当する支出がない場合は0(ゼロ)を記入すること。
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	⑨	0	円	円	内訳(その15) ※本部又は支部に対して 供与した交付金に係る 支出の内訳(その15)
	イ 宣 伝 事 業 費	⑩	221,780	円	円	
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	⑪	0	円	円	
	エ そ の 他 の 事 業 費	⑫	0	円	円	
	(4) 調 査 研 究 費	⑬	0	円	円	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	⑭	0	円	円	
	(6) そ の 他 の 経 費	⑮	0	円	円	
小 計 (※⑥+⑦+⑧+⑬+⑭+⑮)		⑯	221,780	円	円	※該当する支出がない場合は0(ゼロ)を記入すること。
合 計 (⑤+⑯)		H	2,631,709	円		

※1 支出がある場合は、国会議員関係政治団体及び資金管理団体は該当する項目の(その14)・(その15)を、その他の政治団体は(その15)を作成すること。  
 ※2 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を作成すること。



(その14)

支出がある 資金管理団体  
国会議員関係政治団体

(その14)

※項目別区分ごとにそれぞれ別業とすること。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分 (該当する区分を選択)		<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input checked="" type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考
印刷代	821,750	円	3/10/19	パナソニックコーポレーション	石川県金沢市三ツ島字末無窪71-6		
洋服代	100,030	円	3/11/16	コナカ	神奈川県横浜市中区戸塚下品港野517-2		
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
		円					
この頁の小計	421,780	円					
その他の支出	246,232	円					
合計	668,012	円					

※1 資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載すること。  
 ※2 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写し等を添付すること。  
 ※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分ごとに、最後のページにのみ記載すること。

(その14)

支出がある 資金管理団体  
国会議員関係政治団体

(その14)

※項目別区分ごとにそれぞれ別葉とすること。

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			項目別区分 (該当する区分を選択)		<input type="checkbox"/> 光熱水費	<input type="checkbox"/> 備品・消耗品費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)		備考
収支報告監査代	10,000 円	3/4/9	遠藤進一税理士事務所		仙台市泉区向陽台3-27-15		
IPCON取付容量変更工事	187,000 円	3/5/20	東北ミナソフホーム(株)		仙台市青葉区一番町1-3-1		
IPCON取付工事	210,000 円	3/7/22	"		"		
ソファ修理代	138,600 円	3/8/5	(株)エーアイデー		仙台市宮城野区福臺3-13-16		
火災保険代	85,830 円	3/6/26	損害保険ジャパン(株)		東京都新宿区西新宿1-26-1		
年賀状代	12,600 円	3/11/30	日本郵便(株)		東京都千代田区大塚町2-3-1		
内装工事代	44,000 円	3/11/25	インテリア井上		仙台市太白区中田4-4-2		
庭木前庭代	16,500 円	3/11/27	(株)明広社ダスキ岩沼		岩沼市三色吉字鶴18-1		
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
	円						
この頁の小計	704,530 円						
その他の支出	861,727 円						
合計	1,566,257 円						

※1 資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載すること。  
 ※2 1件(発回)にわたってなされたときは、その合計額が5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」欄に一括して記載すること。なお、個別に記載した支出を証する書類(領収書等)の写し等を添付すること。  
 ※3 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分ごとに、最後のページのみ記載すること。



(その15)

支出がある全団体

(その15)

※項目別区分及び内訳(小分類)ごとにそれぞれ別票とすること。

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分 (該当する区分を選択し、その内訳(小分類)を右欄に記載する。)				内訳(小分類)	
	<input type="checkbox"/> 組織活動費 <input type="checkbox"/> 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 調査研究費 <input type="checkbox"/> 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> その他の経費 <input type="checkbox"/> 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 政治資金パーティー開催事業費 <input type="checkbox"/> その他の事業費					
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
事務所用軽自動車税	12,900 円	3/5/31	名取市長 山田司郎	名取市増田字柳田80		
“ 修理代	14,290 円	3/3/22	ネットヨタ仙台株式会社	仙台市宮城野区日の出町2-2-43		
“ タイヤ交換代	44,220 円	3/7/31	マルケン株式会社	名取市南大宮 野堂字岩口上31-4		
“ 自動車保険	62,960 円	3/11/10	三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台3-9		
事務所用車 “	56,910 円	3/11/10	“	“		
“ 自動車税	30,500 円	3/5/14	宮城県仙台南署税務課	022-248-2961		
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
	円					
この頁の小計	221,780 円					
その他の支出	0 円					
合計	221,780 円					

※1 1件(数回にわたってなされたときは、その合計額が)5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その支出」一括して記載すること。なお、個別に記載した支出を証する簿類(領収書等)の写し等を添付すること。

※2 この用紙が2枚以上にわたる場合、「その他の支出」欄及び「合計」欄は、項目別区分及び内訳(小分類)ごとに、最後のページにのみ記載すること。

(その17)

## 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無				
資産等の項目別区分	有	無	備考	資産等が有の場合は以下の様式を作成
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-1)
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-2)
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-3)
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(その18-4)
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-5)
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-6)
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-7)
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-8)
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-9)
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-10)
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		(その18-11)
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(その18-12)

※ 各項目別区分の「有無」について、該当する口を選択すること。「有」を選択した場合は、該当する項目別区分の(その18)を作成すること。





# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 1 月 12 日

政治団体の名称

蔵王会

会計責任者の氏名

君ヶ袋 准一



（氏名を記入し押印するか、又は会計責任者本人が署名してください。）

<解散の場合のみ記入する>

代表者の氏名



（氏名を記入し押印するか、又は代表者本人が署名してください。）

※1 解散の場合は、会計責任者及び代表者の記名押印又は署名が必要（解散時以外は、代表者の記名押印又は署名は不要）となること。

※2 「監査意見書」は、「政党の本部」又は「政治資金団体」のみが提出し、「政党の支部」及び「その他の政治団体（資金管理団体に指定されている場合も含む）」は不要となること。

※3 「国会議員関係政治団体」は、「政治資金監査報告書」を提出する必要があること。なお、収支報告書は政治資金監査を受けた上での宣誓・提出となること。

政治資金監査報告書

令和4年1月12日

蔵王会代表 君ヶ袋准一 様

登録政治資金監査人 君ヶ袋 准一  
登録番号 第3481号  
研修了年月日 平成22年3月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規制法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき 蔵王会 の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、 蔵王会 の主たる事務所において行った。

2 監査の結果 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限 蔵王会 と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。 以上